

令和8年度 農林水産省行政事業レビュー 公開プロセス

No. 3 中堅外食事業者資金融通円滑化事業

日時：令和8年6月24日(水) 12:56～13:48

場所：農林水産省内会議室

(外部有識者) 小川 美香子 委員、竹田 麻里 委員、上村 敏之 委員、林 隆之 委員

(事務局) 中澤 克典 危機管理・政策立案総括審議官、藏谷 恵大 広報評価課長

(説明者) 【新事業・食品産業部外食食文化課】 森 幸子 課長、月岡 直明 課長補佐、

藤田 将史 課長補佐、門谷 秋子 係長

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 時間前ですけれども、皆さんおそろいようですので再開したいと思います。

よろしいでしょうか。

今から第3セッションの「中堅外食事業者資金融通円滑化事業」について始めたいと思います。

竹田委員、小川委員、上村委員、林委員に議論に御参加していただくこととなっております。

なお、竹田委員はオンラインでの御参加となります。

それでは、大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、森課長から御説明をお願いいたします。

○外食・食文化課長(森) 森と申します。本事業について御説明させていただきます。

事業名のところを御覧になっていただければと思いますけれども、本事業は中堅や大手の外食事業者の方の資金の融通を円滑化するためのもので、コロナによる売上げ減少などにより、信用力が低下した事業者に対して債務保証を行う事業となっております。

現状・課題のところを御覧になっていただければと思いますけれども、新型コロナによる緊急事態宣言などによりまして、外食事業者においては、売上げの大幅な減少など厳しい経営環境に置かれ信用力が低下して、資金調達が十分に行われない可能性があったところです。

これに対しまして、中小企業に対してはセーフティネット保証という債務保証の仕組みがありました。これを受けることができない中堅・大手の事業者の資金調達が円滑に行われるよう債務保証を行うとともに、返済が不能となった場合には代位弁済を行う必要があり、そのために措置した事業でございます。

右上に、現状と課題を示すデータを見ていただければと思いますけれども、外食業における売上高、従事者数ともにコロナによって大きく低下をしたといった状況にございました。

中段についてですけれども、まずインプットとして、令和2年度に11億円、令和3年度に1.1億円を補正予算で措置しているところです。アクティビティの部分ですけれども、先ほどのとおり、外食事業者の資金調達の円滑化のための債務保証の実施をしております。

アウトプットとしては、債務保証によって円滑な資金調達を実現することで、長期のアウトカムとして債務保証を受けた全外食事業者に対する倒産件数の割合について、1割以下に抑制をするということで、事業者の経営安定を支援し、最終的なインパクトといたしまして、外食産業の経営の安定を図り、一般消費者の利益の増進を図るという内容になっております。

指標につきましては、アウトプットの指標について指標①としまして、債務保証額を設定し、こちらについては、令和2年度3億2,000万円、令和3年度、4年度で5億6,000万円となっております。こちらにつきましては※のところですが、コロナ禍が収束した令和4年度末に新規受付の終了をしております。

アウトカムの指標については指標②といたしまして、債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合を10%以下と設定しまして、こちらにつきましては、事業期間を通じて倒産した事業者様がいらっしゃらなかったため、全ての年において0%となっております。

次に、点検の内容について御説明させていただきます。

①の効果検証の強化、成果に基づく制度運用につきましては、右側にごございます基金設置法人である日本フードサービス協会におきまして活動成果を確認し、結果を踏まえ適正な運用を行っております。

2番目の政策目的と手段の精査、公平で目的に即した設計・運用につきましては、コロナ禍の影響を受けた中堅・大手外食事業者の経営安定を図ることを目的とし、申込みのあった全ての事業者に対して保証を行うことができるよう十分な資金を確保し、公平性を確保するとともに、政策目的を踏まえてコロナ禍の収束により新規受付を終了し、今年度末までの廃止を予定しているところです。

3番目の透明性、効率性を高めることに関しては、新規受付の停止を踏まえて、事業終了までに必要となる所要額を算定し、それを超える余剰金については国庫返納の実施をしているところでございます。

④の補助金依存体質を改め、事業者の自立、成長につながる仕組みに関しては、右の3行目後段からありますように、本事業は債務保証を通じて補助金に依存しない形で外食事業者の経

営安定を図るものとなっております。

また、金融関係者への聞き取りによれば、国の補助が入った債務保証制度などで返済可能性が高いとの受け止めで、実際普段から取引のあった銀行から融資を断られるという厳しい状況にあった会社でも融資を受けられたケースもありまして、補助金ではない有効な手法であったというふうに考えております。

また、事業期間を通じて民間の金融機関から一般貸付の支障が生じているといったような声も特段なく、民間の取組を阻害することなく、国の事業として一定の役割を果たせたというふうに考えております。

一方で、当初、申請受付期間を令和2年度に限って始めていたところでしたが、コロナ禍の影響が想定よりも長期に及んだため、令和2年度末、令和3年度12月の2度にわたって新規受付期間を2年間延長したところです。ただし、結果的には令和3年度の新規債務保証額は前年度よりも少ない2.4億円となり、令和4年度については実績なしとなったところです。

こちらにつきましては、外食事業者への聞き取りによりますと公的な保証付きでも民間金融機関が新規融資に対して慎重であったこと、また中堅・大手の事業者様において、資本金を減資して中小事業者として政府系金融機関の融資を活用する事業者が現れたと考えられること等が影響したというふうに考えております。

本事業は、今年度末で基金廃止を予定しまして、引き続き適正な執行に努めてまいりますけれども、今後同様の事業の実施に当たっては、実施期間、また事業規模の設定について検討の必要があるというふうに認識をしております。

事務負担の軽減については、報告は毎年1回とするなど負担の軽減を図っているところです。その次のページでございます。

とりわけ基金について踏まえる視点につきましては、一定期間ごとのKPIの検証、資金配分、それから次の不要な資金の国庫返納につきましては、毎年この債務保証を受けた外食事業者における倒産割合を検証しながら、代位弁済を実施するために必要な資金を確保するとともに、コロナ禍の収束に伴って、新規受付を速やかに停止して、余剰金を国庫返納し、目標に基づく資金配分を行っております。

透明性の確保につきましては、基金シートを毎年公表。

また、次の公費負担に応じた事業成果の国への還元につきましては、倒産件数割合を1割以下に抑制することで、外食事業者の経営安定を図り、一般消費者の利益増進に寄与しております。

機会費用の軽減につきましては、コロナ禍の代位弁済の予見困難性も踏まえて、代位弁済に必要な資金を確保するとともに、コロナ禍の収束を踏まえ、速やかに余剰金を返納することで機会費用の軽減に努めております。

基金設置法人の運営、執行の適正化につきましては、設置法人は毎年事業実施及び基金管理状況の報告書を提出し、国はそれを点検し、適切に行っていると思っております。

以上の点検を踏まえた見直しの方向性につきましては、本事業はコロナ禍によって信用力が低下し、かつセーフティネット保証が受けられない中堅・大手の外食事業者の債務保証を実施するための資金を確保し、適切に事業を運用、執行し、補助金に依存しない形での外食事業者の経営安定を図った。

また、民間金融機関の事業を阻害することなく、国として必要な役割を果たした。また、政策目的を踏まえて、4年度には新規受付を終了しまして、今年度末の基金廃止に向け適正な執行に努めてまいります。

なお、実績が保証可能額の7%であった事実を踏まえまして、今後同種の事業を実施する際は、事業実施期間や事業規模の設定について検討していく必要があるというふうに認識しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、本事業の論点を広報評価課長の藏谷より説明します。

○藏谷広報評価課長 「中堅外食事業者資金融通円滑化事業」の論点について読み上げさせていただきます。

論点の1、対象事業者が本制度を利用せず他制度を選択する動きなどにより、当初想定したほどの事業の執行額や件数とはならなかった。新型コロナ禍という危機的状況下での緊急対策であったという当時の状況を考慮する必要があるものの、需要について想定が過大とならないよう、どのような考え方で見込むのが妥当であったか。

論点の2、アウトカム指標について倒産件数の割合のみが設定されている。債務保証を受けた事業者の回復の度合い等を把握する指標など複数の指標を設けることで、本事業の政策目標である外食事業者の経営の安定化につながったのか、より正確に判断できたのではないか。

論点の3、債務保証実績が極めて少ない中で、事業期間の延長が2回行われた。資金効率の観点からも、外食産業全体の業況や基金事業のニーズ等を踏まえて、対象の業種を限定した上での延長や廃止等を検討する余地があったのではないか。

以上でございます。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 続きまして、内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室の宮下参事官よりコメントがありましたら、よろしくお願いします。

○宮下参事官 基本的にこの論点ペーパーに書かれているとおり、しっかり振り返りを行うことが重要であると考えております。

基金の利用想定が適当だったのか、あるいはアウトカム指標が適当だったのか。

それから、2回にわたって延長が行われているわけですが、途中令和3年度の補正予算のときには、1社当たりの債務保証限度額の引上げも行われていると思います。こういった点も含めて、他の基金事業の在り方にもつながるような、今後につながるような御議論を頂ければというふうに思っております。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思います。

委員の皆様から御発言をお願いできればと思います。

御発言のある方は挙手をお願いいたします。

また、御議論と並行しまして、委員の皆様には端末に御用意していますF o r m s のコメント入力フォームにコメントを入力していただき、13時30分までに送信ボタンのクリックをお願いいたします。

一旦、送信された後に、再度コメントを修正したい場合はF o r m s の画面に表示される「別の回答を送信」から送信可能となりますが、事務局に修正通知が届かないため、お手数ですが、T e a m s のチャット欄にその旨を投稿していただくか、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、どなたか御発言はございますでしょうか。

上村委員、お願いします。

○上村委員 関西学院大学の上村です。

本事業についても現地視察をさせていただきました。関係者の皆さんありがとうございました。

本事業は、既に廃止が決まっているという基金事業ですが、だからといって行政事業レビューに意味がないわけではなくて、この同様の基金事業を実施することが将来にある場合に備えてここで議論することに意義があるというふうに思っています。

それでちょっとお聞きしたいんですが、論点にもあったんですけども、想定された債務保

証額は目標80億円ということで、ただ実際は数億円だったということなんです。コロナ禍において非常に混乱したので、当初は大きく積算することには意味があったと思うんですが、ただ数回、目標金額を変更できるチャンスがあったんですが、それがほとんど変わっていないということで、どのように積算がなされたのかということとはちょっと明確にしておくべきかと思っています。

先日の現地視察において、対象となる企業さんにどのようなアンケートを取られたのかという質問を私はしたんですが、ちょっと明確な回答が実はなくて。1回目は仕方がないとしても、2回目、3回目がどういう形で積算されたのかというところの精査はしておいた方がいいかなと思っています。需要見込みとか対象事業者数の精査が十分でなかった可能性があるんじゃないかなと思っています。

それと2つ目です。アウトカムの指標が倒産件数の割合でいいのかというところは、論点にもあるとおりで結果的に0%ですけれども、この指標で十分なのかというところはやはり十分議論すべきかと思っています。本来見るべきは債務保証を受けた企業さんの売上高とか経営指標であるべきだったかもしれないということで、この辺りについてももしコメントがあればと思います。これが2点目です。

3点目は、ちょっと行政事業レビューというかEBPMの一般論としては、本当だったらこういう事業を利用する企業のパフォーマンスがどう変わったのかを事業によって識別するためには、本事業を利用した企業の経営指標と利用していない企業の経営指標を見て比較すべきだと思うんです。この利用していない企業さんの情報を取得できるかというところは、事業によって多分違うし、おそらく非常に難しいなと思っています。

そういう意味では、今回、日本フードサービス協会さんに事業をお願いしたということなので、日本フードサービス協会さんの持っているデータを使って、要は本事業の存在によってどういう形で本事業が寄与したのかは、本当は分析できたのではないかなと思うんです。今後こういう事業の設定がもしできるのだったら、そういう形で事業の検証をできる形でセットしていくというのは、3つ目としてコメントしておこうかなと思っています。

とりあえず、以上です。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 森課長、お願いします。

○外食・食文化課長（森） 御質問を頂きまして、大変ありがとうございます。

まず、1点目につきまして、積算の状況等について御説明させていただければと思っております。

この事業につきましては、信用保証協会が中小企業者に対して行うセーフティネット保証の対象とならない中堅・大手外食事業者に対して保証を行うもので、事業規模の設定に当たりましては、新型コロナという今まで経験したことのない、危機的状況下であったことを踏まえて、業界団体と連携をして、また協力をして、事業者の聞き取りをあらかじめ行って危機管理の観点から深刻な事態にも対応できるよう事業規模の設定をしたところでございます。

具体的には中堅・大手の外食事業者の団体であるのが日本フードサービス協会様でございまして、こちらで聞き取りを行っていただいたというものですけれども、その中でコロナ禍において、ファミリーレストラン、ディナーレストラン、パブレストラン、居酒屋が大きな影響を受けたということで、これらの業態の会員に対して、抽出でのヒアリング調査を行っております。

直近の売上げが前年同期に比較して3割以上減少したと回答した者で、かつ中堅以上の者の割合が全体の4割程度であったことから、当協会のこの業態の会員企業が230社ございましたので、その230の4割に当たる92事業者を想定対象者として設定しました。

それに1事業当たりの最大の保証額である8,000万円を乗じて、8,000万円掛ける92事業者ということで債務保証の規模の設定をしたところでございます。

延長時点での検討につきましてですけれども、この事業は御指摘のとおり、2回にわたって延長しております。

当初は、令和2年度に限って新規受付期間としていたところなんですけれども、その時点でコロナ禍の影響がまだまだ続いている状況でございました。その時点で令和2年度末に新規申請受付期間を1年間延長しまして、またその間で、これは中小企業の信用保証の仕組みを参考にして8,000万円という債務保証の規模設定をしていたんですけれども、中堅・大手にとっては、事業規模として小さいというお声もございましたので、保証上限を2倍に引き上げたところでございます。そういったこともあり、資金需要があると思ひまして、そのまま延長したところでございます。

また、令和3年12月に2回目の延長をしたところでございますけれども、そのときはオミクロン株の流行がちょうど始まった時期で、その影響はかなり大きくて、その影響が続くというふうに考えまして、更に1年間の期間延長を行って2年間延長したところでございます。

結果として、先ほども申し上げましたけれども、上限の引上げを行った令和3年度の新規債務保証額は前年度よりも少ない2.4億円であり、また更に延長した令和4年度は実績なしとなったところでございますので、結果的に期間を延長しても債務保証実績は上がらなかったとこ

ろで、今後、この同種の事業を実施するに当たっては、この結果を生かす形で延長の要否を検討する際に、その時点での業種別の業績の回復度合いなども踏まえた支援対象業種の絞り込みなどの検討を行う余地もあると認識をしているところでございます。

2点目のアウトカム指標に関してでございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、イベントの中止や自粛、外食控えなどによって、外食事業者の経営の維持、継続が困難となったということを踏まえて、債務保証によって運転資金の融通を円滑化するという事で、経営の安定を図るということを目的としております。

また、事業を検討、創設した時点で、外食業の倒産件数が過去最多となるような状況であったことから、倒産件数の割合を一定の水準以下とすることは、アウトカム指標として一定の役割また適切性があったというふうに考えているところでございます。

その上で、御指摘のとおり倒産件数に加えて、融資を受けた後の業績の回復度合いですとか、あと従業員の解雇とか店舗数の削減といったそういった過度な事業の縮小を伴わないで、事業が維持できたといったような保証を受けた事業者の経営の安定化を示す定性的な指標も考えられると思っております、こういったものについても今後アウトカムとして設定をすることで、この事業が政策目標である外食事業者の経営の安定化につながったかどうか、より正確に判断できたのではないかとこのように思っております。

3つ目のEBPMの観点から、企業のパフォーマンスが利用した事業者とそうでない事業者に対して、どのように違いがあるのかということを精査することが非常に有効であるという御指摘だったかと思えます。

こちらについて、ちょっと非常に粗っぽい試算になるんですけれども、統計データを用いまして、外食業全体の売上げの回復度合いと今回事業を利用された方の売上げの回復度合いを推計してみたところでございます。

全体では、この事業者様の直近の売上げデータが、令和5年度のデータになっているんですけれども、飲食店全体では令和5年度の売上はコロナ禍前と比較して約8割の回復となったところでございます。

一方で、利用された事業者の方について見ますと、令和5年度の売上げがコロナ禍前と比較して、8割に至らなかった75%となったところが1社、それから9割程度まで回復したということで、平均よりも上回ったところが2社、それから平均を大きく上回った事業者が2社といったところでございますので、こちらの事業の活用によって、平均以上の売上げの回復がなさ



れたということは推計できまして、この事業について役割は果たせたものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 続きまして、林委員お願いします。

○林委員 御説明ありがとうございます。

私も緊急対策として、大きく始めたということもやむを得ないことだったと思いますし、補助金でなく債務保証というやり方もよかったと思います。実際に倒産しているところもないというのもすばらしい結果だったと思っているので、それ自体はよかったと思っています。

ちょっと分からないのが、先ほどどう見積もったかという話で、サンプルで売上げ4割減になるところがあって、それを掛ける230社ということでしたか。

お聞きしたいのは、そういうふうに見積もったけれども、実際に応募があったのは数社しかなかった。そこでのプロセスですけれども、頂いている紙には、ちょっとこれがどの時点でこういうことを分析されたのか分かりませんが、減資によって他制度を利用したとか、保証があっても融資を受けられなかったとか、そういうことはこの紙には書いてあるんですけれども、初年度に想定していたよりも全然応募がなくて、これはどういうことなんだろうということはどういうふうに分析されたのか。

つまりニーズ、需要がなかったのか、それよりも先ほどの現時点での分析結果は、債務保証を受けても融資を受けられないとか、当初想定していたようには機能していなかったかのようにも見えるんですけれども、こういうのをちゃんとリアルタイムで把握して、何らかの対応方策をするみたいなのができていたのかどうかというのが少し疑問になるので、その辺り実際に始めて本当にうまくこの事業が活用される状態になっているか、なっていないかみたいなのをリアルタイムでちゃんと把握して修正するというのができていたかどうかというのがまず1点目の質問です。

それから、2点目なんですけれども、ちょっとこの仕組みについてあまり十分理解できていないのかもしれませんが、企業は融資を返済していきます、そうすると返済状況に応じて、債務保証額も減少していくと思うんですけれども、それはどういうふうになっているんですか。実際に債務保証額が減少するということで基金についても早期に返すというところに入っているという、そういう理解でよろしいですか。

2点です。お願いします。

○外食・食文化課長（森） 御質問を頂きまして、大変ありがとうございます。

リアルタイムで状況検証して、事業規模を見直す仕組みになっていたかどうかという御質問を頂いたかと思います。

まず、繰り返しになるんですけれども、どういうふうに見積もったかにつきまして、抽出のヒアリング調査でコロナ禍において影響の大きい4業態があったんですけれども、その4業態の方に対する抽出の調査をしております。その抽出の調査で前年同期に比較をして3割以上減少したと回答した者でかつ中堅以上の者の割合が4割であったということを踏まえまして、対象の企業が230社あり、その4割に当たる92事業者を対象として算定したところでございます。

その92事業者で、最悪の事態が起こった場合も想定して設定しておりまして、それに対して実際の利用者につきまして、6件にとどまったところでございます。

こちらは、コロナ禍という非常に危機的な状況でございましたので、その後の状況がかなり不透明な状況であったということで、この後、更に事業者の経営体力を奪うような事態も生じかねないということで、危機管理の観点から、一定の期間、一定の規模の事業量を確保する必要があったのではないかというふうに、その時点で考えておりまして単純にその資金需要がなかったことをもって、即、事業規模を縮小するということまでは適切だというふうにはその時点で判断していなかったというふうに理解しているところでございます。

一方で、今後、どこまで精緻に事業の利用とその事業が利用されなかった理由みたいなものをリアルタイムかつシステムティックに情報収集できていたかといいますと、そこについては若干不透明な、システムティックに仕組み化されたものでは必ずしもなかった実態もあるかというふうに考えておりまして、その辺り危機管理対応で一定の事業規模の確保は必要としつつ、国費の最大の有効活用という観点で、どの程度その時点での事業規模が必要であるのかというものをより精緻に把握をするような仕組みづくりといったものが今後必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

○林委員 2点目は、返済状況に応じてはという、債務保証額も減るので。

○外食・食文化課長（森） そうですね。債務保証額もそれに応じて減額をして、対応を取っているところでございます。失礼いたしました。

○林委員 分かりました。

1点目、御説明は分かるんですが、先ほど上村委員がおっしゃったように、我々は将来に向けてのレッスンをここからという感じで取り組んでいますので、ポイントはある種、あと知恵にはなるんですけれども、単純に資金需要がなかったというよりも何かうまく機能していなか

ったんじゃないかという感じが現時点で課題としても書かれている、議論していなかったというのは債務保証があっても融資を受けられないとか、減資、他制度を利用したとか、そういう点で、この事業がもしかしたらうまく機能していなかった可能性もあるということもあって、だから将来へのレッスンとしては、資金需要がそもそもないのか、それとも需要は潜在的にはあるんだけど、事業としてうまく機能していないかもしれないということもちゃんとリアルタイムで確認した方がいいのではないかなというふうに思いながら聞いていたんですけども、将来的にはそういうところかなというところですか。

○外食・食文化課長（森） 正に御指摘のとおり、資金需要がそもそもないのか、この仕組み自体に課題がないのかどうかというものをよりリアルタイムに精緻に把握をするような仕組みの設定をした上で、事業を運営していくということが有効ではないかなというふうに考えております。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。

それでは、次の御発言、小川委員、よろしくお願いします。

○小川委員 御説明どうもありがとうございます。

前の委員と重複してしまうことも多いですけども、コメントさせていただきたいと思います。

まず、今回の需要の見込みは、日本フードサービス協会のヒアリングに基づいて当時の状況を鑑みれば私も妥当だったと思っています。

今後は課題とならないようにという点については、本制度の利用の実態であるとか、ほかの制度の状況を踏まえて途中で見直すプロセスをあらかじめ入れておくというのが1つの方策ではないかと考えます。

将来に備えて、特に現場の実態に根差して本事業の評価や検証する機会を考える必要があると思っています。振り返って考えたときに、やはりコロナの渦中は事業者の方もてんやわんやだったので対応はかなり難しかったでしょう。リアルタイムの情報収集とか対応していただけないと思うので、いつの時点であればとか、どんな状況や方法であれば途中で見直すプロセスとして、実態を踏まえて評価できるのかを考えておく必要があるというのがコメントです。御意見を頂ければ有り難いです。

倒産件数の割合のみということについては、定量評価も非常に大事ですが、やはり定性評価を加える必要があると、思います。特に、今回は利用事業者が少なかったのも、全員に対して、この事業を利用した契機とか理由、利用した結果をどう評価されているか、ほかの政策を活用

したかとか、改善してほしいこと、将来同じようなことがあったときに期待する制度みたいなところを整理しておくことはできないだろうかと思います。

上村委員のコメントと重複しますが、申請した事業者は全て利用されたということで、利用できなかった事業者はいないので、そういう方に聞くことはできない。でも可能であれば、そもそも利用を控えた事業者さんたちからのヒアリングが日本フードサービス協会さんを通して何らかできると、将来に向けて有益なのではないかなと思っております。

最後は、インパクトのところで、外食産業の経営の安定化ということで、現在のデータを入れていただいておりますので、そのことに関してです。

売上高、従事者数については、やはりまだコロナ前を回復できていないというのが今回の実態データだと思うんです。コロナの期間に、パート、アルバイトさんが働けなくなり、お店自体が閉まってしまったので、社会の中から飲食業で働いた経験がある人がすごく少なくなってしまった影響があると思っています。

学生のときに飲食でアルバイトを経験して就職するなど調理や接客、衛生管理の基本を身に付けた優秀な人材を作る機会が失われてしまったところもあると思っております。そうしたあまり注目されていないけれども、コロナ禍を通して外食産業に与えた影響を踏まえて、事業者の経営の安定性をどう図るべきかというところも考えた上で、今後もし緊急事態が起こったときにどうするかを検討できると、いい学び、レッスンになるのではないかといったところです。

もしお考えがあれば聞かせていただければと思います。

○外食・食文化課長（森） 非常に重要な御指摘を頂きまして、大変ありがとうございます。

事業実施に当たっては途中で見直すプロセス非常に重要だと考えておまして、正にてんやわんやで事業者様の御協力を得るのも難しいといったような状況も踏まえながら、こういった対応がいつの時点できるのかというものを今回の経験を踏まえて、検討していくということは非常に重要なことだというふうに考えております。

また、今回、事業を利用していただいた事業者様の事業の利用契機、事業利用の理由、それから利用した他の施策、それから今後やるに当たって期待する制度、こういったことも詳細にお伺いをして、これも次回のこういったものを設計して検討していく上でそういったことも非常に有効だと思っておりますので、こちらも日本フードサービス協会様の会員様でございますので、そういったことをお伺いしていきたいと考えております。

また、申請しなかった、利用されなかった利用者の方の声も聞いてみたいというふうに思っているところでございます。

経営安定化に向けてコロナが与えた外食への影響といったものを更に幅広く検討した上で、今後経営安定化に向けてどのようなことが有効なのかということも全体として考えてまいりたいというふうに考えております。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございます。

あと10分程度で質疑、議論の終了時間となりますので、コメントを送信していただいていない委員におかれましては、お早めに送信をお願いします。

それでは、竹田委員、お願いいたします。

○竹田委員 御説明と事前の見学、ありがとうございました。

私の方からも、大体論点が出尽くしている感じがありますので、皆さんがお伺いされなかったところということで、この事業とともに、他省庁とかいろいろな自治体でもまたいろいろな対策というのが出てきていて、そういう意味では結構その支援策というのをどう利用するかというところについても、結構その利用者さんはいろいろな考え、いろいろな行動があったのだろうというふうに思っております。

BSEと多分違うのは、コロナが全産業的、全社会的な影響を与えたので、いろいろな方面からのいろいろな支援策があった。その中には大手の企業にも使える支援策もあったということもありますので、そういった全体的な支援状況ということの中から、今後、今回のこの事業の利用のニーズですとか、利用されなかった方が、どういう対応されたのかを調べるときに、そういったところも、その全体的な支援策の中でこの支援策を位置付けるという視点もあってもいいのではないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○外食・食文化課長（森） 重要な御指摘を頂きまして、大変ありがとうございます。

正に現地の調査の中でも触れられましたけれども、自治体が自粛に伴う協力金を出したり、雇用調整助成金があり、それを利用されたことなども本事業を利用されなかった1つの理由になったというお声もあったところです。

正に、この事業は先生が御指摘のように、BSEの際も同様の債務保証が行われて、その際、今回よりも事業の利用数は多かったわけですがけれども、それは正にBSEは牛に関係する事業者の方に限った事象でありましたので、他の自治体やほかの分野の支援策が幅広く行われたといった状況にはなかった一方で、今回は全産業に及ぶ大きな影響を及ぼす事態でしたので、様々な支援策が講じられたという点で、BSEのときとは状況が異なっていたというふうに認識をしておりますので、こういった全体の支援状況を踏まえた中でこの事業がどのような役割を果たしたのかということのを改めて精緻に検証するということは非常に有効だと考えていると

ころでございます。

○竹田委員 御回答いただきありがとうございました。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 まだ時間がありますけれども、そのほか何かコメント等はございませんでしょうか。

お願いします。

○上村委員 上村です。

今、竹田委員が言われた他の事業とか、全体の制度の中での話というのも、この事業の話ではなくなる可能性があるんですけども、やはり結構重要だなと思っています。

資料の3ページで、中堅・大手外食事業者においては資本金を減資して、中小事業者として政府系金融機関の融資を活用するという事例があったということ、これもあの当時のことなのか、ひょっとすると恒常的にそういうことが起こっているかもしれない。というのは中小企業施策として、結構手厚いことをやっていると中堅事業者が中小になるという、減資活動するということは、日本の産業政策とか経済政策として望ましいのかということはあると思うんです。

なので、これはこの本事業だけの話じゃないですけども、やはり全体の制度の中で、どういう形でインセンティブを政府は付けてしまっているのかというところはちょっと設計の問題を考えないといけないかなと本事業に関わって思いました。これはコメントです。

あとちょっと質問なんです。お聞きしたいのは日本フードサービス協会さんをお願いをしていたんですけども、農水省さんはどこまで日本フードサービス協会さんの役割分担をされていたか。特に2回目、3回目のその債務保証額の設定のときに、どこまで農水省さんは、こうした方がいいよとか、何かそういうアドバイスがあったのか、それとももうお任せだったのかという。

それは過去の検証なんですけれども、将来的にそれは本当に望ましいのかどうかというのはちょっと考えておかないといけないので、そこはいかがだったのでしょうか。どうだったのでしょうか。

○外食・食文化課長（森） 延長の際の検討状況でございますか。

○上村委員 役割分担を含めてです。

○外食・食文化課長（森） そこはやはり事業者様の事業ニーズを聞き取ったり、実態の把握をするというのは日本フードサービス協会様が能力高く実施していただけるので、そういった状況をお伺いしながら、国としてどこまで支援対策を取るのかということ国が検討してまいったということかと思っております。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。

時間となりましたので、質疑、議論はこれで終了したいと思います。

結果がまとまりましたので、委員の皆様におかれましては、端末上のT e a m s の画面で取りまとめコメント案を御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめコメント案につきましては、竹田委員より発表をお願いいたします。

○竹田委員 取りまとめコメント案を発表いたします。

論点1についてです。

まず、コロナは全産業的・社会全体に対するショックだったため、様々な省庁や自治体による複数の支援策が取られ、大手企業も活用できるものもあった。ただし、基金造成時の需要見込みについては、どこまでこれらの支援策の情報収集ができたかにもよると思われる。

複数の支援が同時に存在する場合、企業のファイナンス行動も多様化する。ペーパーにもあるように、資本金5,000万以下に減資して中小企業向けの政府系融資を利用する行動なども実際に発生した。

これらのことを前提に、その時々需要、ほかの支援策の支援状況、対象事業がカバーできていないことを見極め柔軟に変更していく必要があったのだろうと考える。

新型コロナ禍において、緊急対応として需要を大きく見込んだことは理解できる。補助金でなく債務保証での実施も効率的であった。

しかし、制度開始後に申請件数、相談件数、他制度の利用状況を把握し、基金規模を早期に見直す仕組みがあるとよかった。

実績が少なかった理由が需要不足だけでなく、減資により他制度を利用したことや保証があっても融資を受けられなかったなど、本制度が十分に機能しなかった可能性もあり、これをリアルタイムで把握して対応方策を実施することも考えられたのではないかな。

コロナ禍の混乱において、債務保証額を大きく積算することに、意味はあったかもしれないが、令和2年、令和3年、令和4年と目標金額はほとんど変わっていない。この目標金額がどのように積算されたのかを明確にしていくことは重要である。

当初は、金額が大きくて仕方がなかったとしても、2回目、3回目で適切に想定ができたのかどうか需要見込みや対象事業者数の精査が十分でなかった可能性は指摘しておく。

今回の需要見込みは、フードサービス協会会員のヒアリングに基づき当時の状況を鑑みれば妥当であったと言える。本制度の利用の実態、ほかの制度の状況を踏まえて途中で見直すプロセスをあらかじめ入れておくのが1つの方策ではないかな。

将来に備えて現時点で言えることは、現場の実態に根差して本事業の評価をし、検証する必要がある。振り返って考えたときに、渦中では難しかったと思うが、いつの時点であれば、どんな状況であれば可能だったかを確認しておくことである。

論点2について、債務保証を受けた会社に経営情報の報告義務があればその報告の中にある内容などで活用可能なものはあるか。

倒産に至らなかったことは一定の意味を有するが、本制度が経営安定化に寄与したかまでは判断できない。保証を受けた事業者の売上高の改善状況、雇用維持の状況、追加融資の実現状況、返済状況などを把握する必要がある。

本事業のアウトカム成果指標は、債務保証を受けた全外食事業者数に対する倒産件数の割合となっており、結果的に0%であるが、この指標もあってもよいが追加の指標が必要であった。本来見るべきは、債務保証を受けた企業の売上高など経営指標もあるべき。

論点1にもつながるが、そのためには、基金を活用した事業者を対象に定性的評価も加える必要がある。この事業を利用した契機や理由、利用した事後評価、ほかの政策を活用したか、改善してほしいこと、将来同じようなことがあったときに期待する事業などを整理した上で考える必要がある。

今回、申請した事業者が全て利用できたため、利用したくてできなかった事業者はいない。可能であれば本事業を利用しなかった事業者からのヒアリングができればなおよい。

論点3について、外食産業全体の売上げや資金繰りが回復傾向にある中では、延長時に改めて需要や本事業の有用性を確認して検討する余地があった。債務保証実績が乏しい中で、事業期間の延長が2回なされたことについては事業実施主体である日本フードサービス協会と農林水産省の役割分担が適切であったかを検討する必要がある。

混乱があった時期だったが、農林水産省が日本フードサービス協会にどこまで指導していたのか、指導すべきだったのかを検証してもらいたい。

論点1でも記述したように見直しのプロセスを入れておけば、その中で対象業種、規模、延長・廃止を検討することが可能と考える。

その他、廃止予定の基金ではあるが事業規模の設定や基金の増額の妥当性などの課題もあることから、今回の知見を今後の基金事業に生かしていくことが望まれる。本事業は既に廃止することが決まった基金事業だが、だからといって行政事業レビューに意味がないわけではなく、もし同様の基金事業を実施することが将来的にある場合に備えて議論をすることに意義がある。



一般論としては、事業の利用によって企業のパフォーマンスがどう変わったかを識別するためには、事業を利用した企業の経営指標と利用していない企業の経営指標を比較しなければならない。ただしこれは利用していない企業の情報を取得できるかどうかに関わっていて、取得できない場合も多いことから、この点は指摘にとどめておくが、本事業の場合は日本フードサービス協会の参加企業に聞くことができるため事業を利用していない企業を比較対象とすることができると考えられる。

緊急事態対応だったことで、今後緊急事態のときへの備えとして、検証に本事業を活用したい。

経営の安定化がインパクトになっているが、売上高、従業員数はコロナ前を回復してはいない。例えば飲食で働いた経験のある人が大幅に減少した。潜在的な従業員、パートアルバイトに支えられてきた調理、衛生管理、サービス等の現場力が低下した、そこから回復できているのか調査することなどが考えられる。

という御意見がありました。これでよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら頂いた御意見につきまして、取りまとめコメントに反映いたします。

農林水産省は本取りまとめ結果を尊重の上、事業内容の改善に向けた検討をお願いいたします。

それでは、進行を事務局に戻します。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございます。

以上で本事業につきましての議論を終了いたします。

次のセッションは、14時から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩11分、取りますのでよろしくお願いします。